

被災価額の異動届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日提出

税務署長

〒
住所（居所）_____

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
(電話番号 _____)

私は、次のとおり、租税特別措置法施行令第40条の5の3第7項の承認に係る下記の土地又は建物について、同条第8項の規定により通知を受けた被災価額に異動を生ずべき事由が生じたため、同条第9項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	

2 承認に係る土地又は建物に関する事項 (注)

所在及び地番 又は家屋番号					
財産の 種類	土地・建物 <small>※該当する方を○で囲んでください。</small>	地目 (構造)	面積 (床面積)	㎡	
贈与の時に おける価額	円	想定価額 (建物の場合のみ)		円	
贈与税の 申告状況等	(取得した年分)	年分	(申告した税務署名)	署	
災害が発生した日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	承認申請書を提出した税務署名		署	

3 被災価額に異動を生ずる事由

4 添付書類

- ・ 保険金の支払通知書の写しその他の書類で被災価額に異動を生ずる事由を明らかにする書類
- ・ その他参考となるべき書類

- (注) 1 この届出書の提出による所轄税務署長からの承認に関する通知はありません。
- 2 被災価額に異動を生ずべき事由が生じた場合には、特定贈与者の相続に係る相続税の課税価格に加算又は算入される土地又は建物の価額から控除される被災価額は、この異動事由に基づき再計算した被災価額となります。
- 3 この再計算した被災価額が、この被災価額に係る土地の贈与の時に おける価額又は建物の想定価額の10分の1を下回ることとなった場合には、承認を受けた災害に係る土地又は建物であっても、相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例（措置法第70条の3の3）の適用はありません。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	通信日付印の年月日	(確認)	届出番号
	年 月 日		

※欄は記入しないでください。

(裏)
《 記載要領等 》

この届出書は、租税特別措置法施行令第40条の5の3第7項の規定による所轄税務署長の承認（以下「災害承認」といいます。）を受けている相続時精算課税適用者が、この災害承認を受けた災害に係る土地又は建物の被災価額（租税特別措置法施行令第40条の5の3第2項第2号に規定する被災価額をいいます。以下同じです。）に異動を生ずべき事由（以下「異動事由」といいます。）が生じた場合において、一定の事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届け出するために使用します。

なお、この届出書は、異動事由が生じた場合に、遅滞なく、関係書類を添付して提出する必要があります。

1 記載要領

- (1) 「1 特定贈与者に関する事項」及び「2 承認に係る土地又は建物に関する事項」

災害承認を受けた土地又は建物に関する事項及び災害が発生した日等について記載します。

(注) 「地目（構造）」欄及び「面積（床面積）」欄については、贈与の時点における現況を記載します。

- (2) 「3 被災価額に異動を生ずる事由」

異動事由の詳細について記載します。

2 提出先

この届出書は、災害承認を受けた災害に係る土地又は建物を特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税適用者の贈与税の所轄税務署長に提出する必要があります。

3 その他

- (1) この届出書の提出による所轄税務署長の再承認（又は承認の却下）はありません。したがって、この届出書を提出した場合であっても、所轄税務署長から異動事由に基づき再計算した被災価額が通知されることはありません。
- (2) 特定贈与者の相続に係る相続税の課税価格に加算又は算入される土地又は建物の価額から控除される被災価額は、この異動事由に基づき再計算した被災価額により計算した金額となります。
- (3) この再計算した被災価額が、この被災価額に係る土地の贈与の時点における価額又は建物の想定価額の10分の1を下回ることとなった場合には、承認を受けた災害に係る土地又は建物であっても、相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例（措置法第70条の3の3）の適用はありません。